

韓国知的財産ニュース 2018年9月後期

(No. 375)

発行年月日：2018年10月4日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 パク・ウォンジュ新任特許庁長、新しい知的財産政策を展開する
- 2-2 特許庁、IP金融の活性化に向け、発明の評価機関を拡大
- 2-3 特許庁次長、WIPO加盟国総会に出席

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 特許で完成するヘアスタイル
- 5-2 廃ビニール、プラスチックのリサイクル技術、どこまで進んでいるのか

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 パク・ウォンジュ新任特許庁長、新しい知的財産政策を展開する

大田日報 (2018. 9. 30)

9月28日、政府大田庁舎で行われた就任式で、朴原住（パク・ウォンジュ）新任特許庁長は、「知的財産は企業経営における槍と盾である」とし、「過去数十年間、経済成長を支えてきた造船、鉄鋼、石油化学、自動車などの主力産業が成長力を失っているなか、革新的技術と知的財産の確保は喫緊の課題であるため、これまでの成果をもとに、韓国の知的財産政策に革新を起こし、第4次産業革命をリードしていきたい」と抱負を述べた。

朴庁長は「過去5年間、第4次産業革命に関する世界の中核技術の特許が12倍以上も急増しているため、知財面で弱い企業は第4次産業革命という技術革命の高波の中で生き残ることはできないだろう」とし、「これまで土台を固めてきた特許審査・審判の機能を踏み台にしてさらに飛躍し、知的財産政策の質的成長を実現しなければならない」と訴えた。

これまでは特許庁が知的財産大国に向け、インフラ構築という役割を担ってきたとすれば、これからは企業と特許をつなげ、新しい産業技術が流通するソフトウェア開発者の役割を果たすという意味である。

続いて「知的資産創出にとどまらず、活用にもっと重点を置き、中小・ベンチャー企業が市場に定着できるように資金を支援し、大学や公共機関などが保有する知的財産を活用して質の高い雇用を創出することができるように最善を尽くしたい」と付け加えた。

新任庁長は知的財産保護に対する強い意志も示した。「韓国は依然として特許侵害行為に対する損害賠償金が極めて少ないなど、知的財産の保護レベルが不十分である」とし、「これからでも知的財産権侵害に対する懲罰的損害賠償制度の導入を推進し、営業秘密も強力に保護し、公正な経済を支えていかなければならない」と述べた。

朴庁長は全羅南道靈岩出身であり、ソウル大学経済学科を卒業し、ソウル大学行政大学院で政策学修士号、米インディアナ大学で経済学博士号を取得した。31回行政考試に合格して公職生活を始め、産業通商資源部でスポークスマン、企画調整室長、産業政策室長などを歴任した。

2-2 特許庁、IP 金融の活性化に向け、発明の評価機関を拡大

韓国特許庁 (2018. 9. 27)

- 信用保証基金、特許法人トダム、KTG を追加指定 -

韓国特許庁は9月28日(金曜)、IP(知的財産)金融と連携した価値評価の需要に答えるために、信用保証基金、特許法人トダム、KTGを発明の評価機関に追加指定すると告示した。

発明の評価機関は、発明振興法に基づき、知的財産(IP)の技術性、事業性などを評価し、IPの価値額を算定する専門機関である。今回の追加指定により、計18の評価機関(11の公共機関、7の民間機関)がIPの価値評価を行うことになる。

評価機関による評価の結果は、IPをもとにする銀行の融資や、投資機関の投資規模決定などに活用される。他にIP取引、IP現物出資、IP事業の妥当性の分析などでも活用されている。

優秀なIPを保有する中小・ベンチャー企業の資金調達に必要なIPの価値評価に対する需要が増加し、優れた評価力を備えた評価機関指定の拡大が求められてきた。

特許庁は、評価機関の申請・受付、申請機関の現場調査、専門家審議委員会などを経て、信用保証基金をはじめ3カ所を発明の評価機関として新規指定した。

特許庁産業財産政策局の局長は、「IP金融は韓国の中小・ベンチャー企業の革新成長における重要な基盤であるため、信頼性の高い、IPの価値評価サービスの提供が何よりも重要だ」とし、「今後も競争力のある評価機関を育成し、中小・ベンチャー企業の発展につながるIP金融の活性化に向けて最善を尽くしたい」と述べた。

2-3 特許庁次長、WIPO加盟国総会に出席

韓国特許庁 (2018. 9. 27)

韓国特許庁は、先週開催された第58回世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会の主な活動内容と成果を発表した。

9月24日（月曜）、スイス・ジュネーブで開催されたWIPO加盟国総会では、世界191カ国の加盟国が参加して一年間のWIPOの運営実績について評価し、今後の事業の推進方向を決めた。

特許庁次長は、加盟国総会の初日に基調講演で人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命に関わる核心技術の特許が急増するなど、知財権をめぐる環境が複雑化・多様化することから、これに対応する国際社会の共同の努力を訴えた。

特許庁次長はWIPO事務局長（フランシス・ガリ）と国際知的財産権分野の発展に向けた両機関の協力および韓国信託基金活用事業の成果を共有した。

9月25日（火曜）にはWIPO本館でWIPOの韓国信託基金事業により開発された子供向け知的財産権教育コンテンツ、「発明王ポロロ」の新規エピソードおよびアラビア語版のリリースイベントが開かれた。イベントには駐ジュネーブ代表部大使、WIPO事務総長、各国代表団などが出席し、特許庁次長は未来の人材育成のための知財権教育の重要性、韓国政府の開発協力支援強化への意志を強調し、加盟国の声援を呼び掛けた。

また、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国、カナダ、ブラジル、サウジアラビア、UAE、ユーラシア、スウェーデンの9つの特許庁・知的財産庁などと会談を行い、知的財産権外交を展開した。

続いてユーラシア特許庁（EAPO）とPPH（特許審査ハイウェイ）に関するMOUを、サウジアラビア特許庁とはサウジアラビアの知財権システムの改善を後押しするためのMOUを締結するなど、韓国人の出願人が海外に特許を出願する際の利便性向上を図り、知財権行政システムの輸出の土台を作った。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 特許で完成するヘアスタイル

韓国特許庁 (2018. 9. 18)

- 美容産業の成長に応じ、「美容器具」に関する特許出願も活発 -

韓国特許庁によると、韓国の髪的美容器具に関する特許出願件数は、2008年には年間120件程度あったが、その後増え続け、2017年には年間200件に達したことが分かった。これは、同期間、売上が年平均5%以上ずつ伸びているヘア美容業界の成長にも関係があるだろう。

ヘア美容器具には、髪に熱を加えて整える「アイロン器具」、パーマ液を用いて髪型を整える「パーマ器具」、髪を乾かす「ヘアドライヤー」の3つの製品群があり、これらに関する出願件数が全体の約50～60%を占めている。

出願人の類型を見ると、過去10年間（2008年～2017年）の出願件数の90%以上を韓国人が、そのうち70%は個人、15%は中小企業が占めている。通常、特許出願に占める個人と中小企業の割合が約40%であることを考えれば、ヘア美容器具分野では個人と中小企業の割合が高いことが分かる。

特許庁資源再生審査チームのチーム長は「最近、韓流ブームが巻き起こり、韓国の美容産業の海外進出が活発になっているなか、競争力を維持するためには知的財産制度を通じて、関連技術を適切に保護する必要がある」とし、「ヘア美容分野では主に知的財産管理力が比較的弱い個人や中小企業が特許を出願しているため、効果的な支援が必要だろう」と述べた。

続けて、「特許庁では個人や中小企業の知的財産管理力を育てるために、特許などの知的財産制度全般に関するさまざまな教育（オンライン・オフライン）を実施しているため、教育制度をうまく活用すれば、役に立つだろう」と付け加えた。

- 特許から見たリサイクル技術の現状 -

韓国特許庁は、最新の10年間(2008~2017年)の廃ビニール、プラスチックのリサイクル技術に関する国内の特許出願の現状について分析した。その結果によると、主に固体燃料の製造技術、油絵技術、又は建築材料の製造技術などに関する特許出願が多く、新しい製造工程や装置に関する技術より、生産性を向上させるために既存の工程や装置を改良する技術に関する出願件数が多いことが分かった。

固体燃料の製造技術とは、廃ビニールなどを細かく粉砕した後、木材などと混ぜ、その混合物を小さな粒形に圧縮し、燃料用ペレット (pellet) にする技術を意味する。製造された燃料用ペレットは、暖房用燃料や工場、又は火力発電の燃料として使用することができる。

固体燃料の製造技術は特許を出願したリサイクル技術の45%を占めている。その理由としては、油絵技術に比べて簡単な設備、経済性、事業化などが挙げられる。

最近では、燃料用ペレットのカロリーを高めるために、廃木材や下水汚泥などのさまざま添加物を投入する技術、製造の生産性を高めることができるよう、原料となる廃プラスチックを事前に種類別に選別するなどの工程を改善する技術が特許を取得している。

廃ビニールなどを溶融した後、400℃以上の高温で分解し、軽油などの産業用燃料や石油化学の原料にする油化技術に関する出願も多いことが分かった。

油絵技術は特許を出願したリサイクル技術の32%を占めている。廃ビニールなどを分解する過程で多くのエネルギーがかかるため、消費量を減らす省エネ技術、不純物を除去して生産された燃料の品質を改善することができる技術などが特許を取得している。

建築材料の製造技術とは、廃プラスチックなどを加熱・成形したり、加熱後、他の金属材料などと結合させて建築材料を製造したりする技術を指す。リサイクル技術の23%を占めており、主に歩道用ブロックや屋根パネル、建物の壁などのさまざまな建築材料を製造する応用技術が出願されている。また、建築内装材よりは外装材に適用されている。

特許庁資源再生審査チームのチーム長は「最近のリサイクル技術に関する特許出願の動向を見ると、新しい工程や装置に関する技術ではなく、改良技術が出願されており、特許出願件数も過去 10 年間、減り続けているため、この分野は既に成熟段階を経て衰退期の段階に入ったといえるだろう」とし、「ただ、大気汚染や廃ビニールなどの回収・処理問題が大きな社会問題になっているだけに、今後、リサイクル技術に対する関心も再び高まるだろう」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム